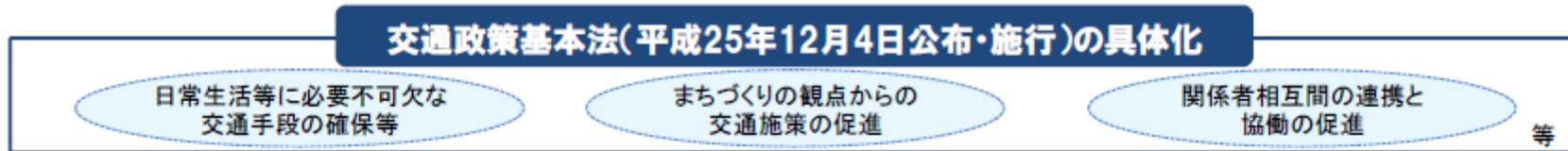
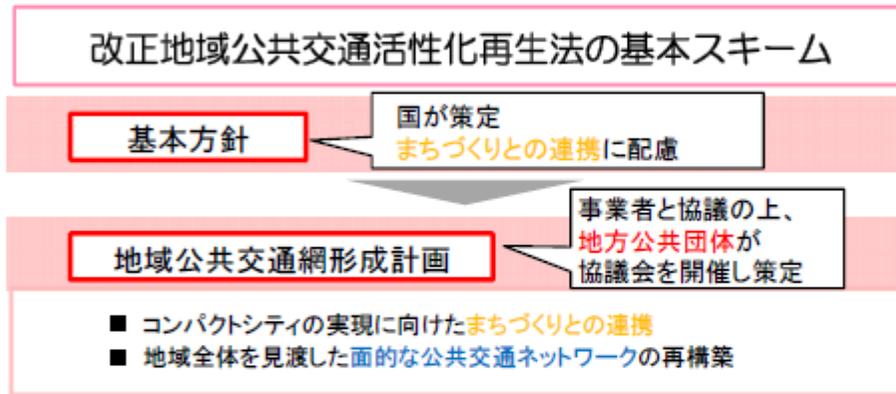


～ 国の「地域公共交通」政策 ～ 「地域公共交通網形成計画」

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立・11月施行)の概要 国土交通省



- 目標**
- 本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上
- ポイント**
- ➔ ①地方公共団体が中心となり、
②まちづくりと連携し、
③面的な公共交通ネットワークを再構築



地域公共交通特定事業	軌道運送高度化事業 (LRTの整備)	鉄道事業再構築事業 (上下分離)	...
地域公共交通再編事業			
地域公共交通再編実施計画	実施計画	実施計画	...

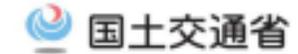
面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

～ 国の「まちづくり」政策 ～ 「立地適正化計画」(キーワード:コンパクト・プラス・ネットワーク)

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度



- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。**
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援。**

立地適正化計画 (市町村が作成)

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
 - 公的不動産・低未利用地の有効活用
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - 歩行空間の整備支援
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

歩行空間や自転車利用環境の整備

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

- ◆区域内における居住環境の向上
 - 住宅事業者による都市計画等の提案制度
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

地域公共交通網形成計画

【改正地域公共交通活性化再生法】

(平成26年11月20日施行)

- 地方公共団体が中心となり作成
- まちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通再編実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

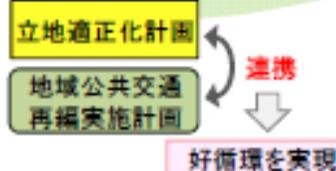
コミュニティバス等によるフィーダー(支線)輸送

デマンド型乗合タクシー等の導入

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

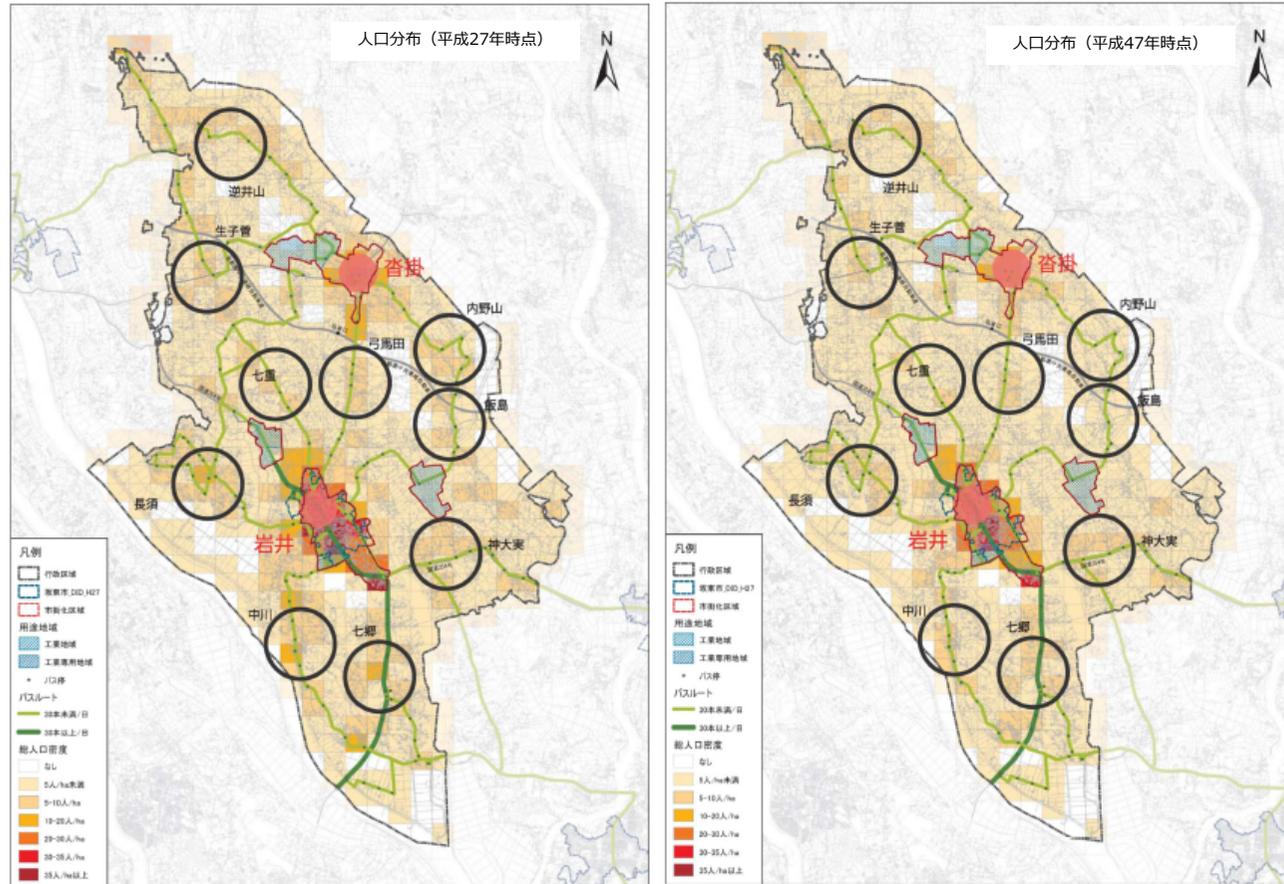
→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正



【参考】坂東市立地適正化計画(H30策定見込み)

居住誘導区域・都市機能誘導区域は？

⇒コンパクト・プラス・ネットワークの将来的な実現による持続可能なまちづくりのため、検討を進めています。



出典：第3回坂東市立地適正化計画検討委員会資料より抜粋

公共交通ネットワークの面からどうアプローチするか？

⇒来年度、新たな市の公共交通計画として、「**坂東市地域公共交通網形成計画**」の策定を検討していく予定です。

地域公共交通網形成計画とは

「地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもの。

⇒「市では、このような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文

茨城県（44市町村）内では、25市町村が策定済み（H30.10末現在）

- 国が定める基本方針に基づき、市が協議会（坂東市公共交通会議）を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。

＜国の基本方針＞

- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤広域性の確保
- ⑥具体的で可能な限り数値化した目標設定

- 利用者（潜在利用者を含む。）の地域公共交通へのニーズを把握し、それに対する具体的な対応策を提示します。
 - 公共交通の「線」の見直し・改善ではなく、地域全体・「面」としての公共交通ネットワークを作ります。
- ▼
- 地域戦略の一環として、公共交通に関する総合的な計画の推進を図り、限られた交通資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成を図ります。



出典：国土交通省九州運輸局資料「なるほど!!公共交通の勘どころ」

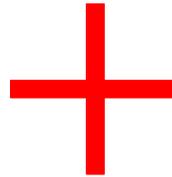
市の公共交通に関する計画

概要	現在	新たな計画検討
計画名称 (根拠法)	坂東市地域公共交通体系整備計画 (市独自計画)	坂東市地域公共交通網形成計画 (地域公共交通活性化再生法)
策定年度	H23年度(H24.1策定)	H31年度予定
協議体	坂東市公共交通会議	坂東市公共交通会議 (法定協議会とするために構成員の追加が必要)
内容	<p><基本方針> ○交通手段間の適切な役割分担のもと、日常生活に必要な移動ができる交通体系の実現を目指す。 ○市民のニーズに応じた、段階的かつ継続的な地域公共交通施策を展開する。 ○市民・交通事業者・行政がそれぞれの担うべき役割を明確にし、連携して地域公共交通の構築に取り組むことを目指す。</p> <p><目標> ○短期(1～5年程度) 高齢者や障がい者など自由に利用できる移動手段を持たない方の日常の足の確保</p> <p>○中長期(5～10年程度) 過度な自家用車利用を控え、誰もが自分のライフスタイルに合った移動手段にて移動できる公共交通体系の実現</p> <p><u>⇒この計画に基づき、デマンドタクシーの実証運行・コミバスのダイヤ改正を決定しました。</u></p>	<p><目指す交通計画(骨子素案)> (1)持続可能な地域公共交通網の形成に関する基本的な方針 ①交通手段間の適切な役割分担のもと、日常生活に必要な移動ができる地域公共交通ネットワークの実現 ②市民・交通事業者・行政が担うべき役割の明確化及び連携強化による地域公共交通ネットワーク構築の実現 ③まちづくりと連携した公共交通の活性化による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現 ④市民のニーズに応じた、段階的かつ継続的な地域公共交通施策の実現</p> <p>(2)地域公共交通網形成計画の区域 坂東市全域</p> <p>(3)地域公共交通網形成計画の目標</p> <p>(4)目標を達成するために行う「事業及びその実施主体」に関する事項</p> <p>(5)地域公共交通網形成計画の達成状況の評価</p> <p>(6)計画期間 2020～2024年度(5年間予定)</p>

地域公共交通網形成計画策定に向けた協議会構成員(案)について

坂東市公共交通会議委員に、新たな関係者を追加して、法定協議会とします。

坂東市公共交通会議委員(現在)		
分野	所属等	役職等
公共交通事業者	1 関東鉄道(株)	常務取締役兼自動車部長
	2 中山観光自動車(株)	代表取締役
	3 (株)ナガツマ観光バス	代表取締役
	4 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
	5 (一社)茨城県バス協会	専務理事
利用者等	6 坂東市商工会	会長
	7 坂東市区長会連合会	会長
	8 坂東市シニアクラブ連合会	会長
	9 ばんどう市女性団体協議会	会長
	10 (一社)坂東青年会議所	理事長
	11 境地区交通安全協会坂東支部	副支部長
	12 坂東市交通安全母の会	会長
	13 坂東市PTA連絡協議会	会長
交通関係労働者	14 関東鉄道(株)労働組合	執行委員
行政・道路・交通	15 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官
	16 茨城県政策企画部交通局交通政策課	課長
	17 茨城県境工事事務所道路管理課	課長
	18 茨城県境警察署	交通課長
市長が指名する者	19 坂東市	副市長



- 公共交通事業者
 - ・茨城急行自動車(株)
 - ・(株)昭和観光自動車
 - ・関鉄パープルバス(株)
- 学識経験者
 - ・大学等
- 利用者等
 - ・商業関連(Ex.商店街)
 - ・医療関連(Ex.病院)
 - ・福祉関連(Ex.社会福祉協議会)
 - ・観光関連(Ex.まちづくり会社)
- 坂東市
 - ・企画部長

▼協議会の構成員の例

<p>基本的な構成員(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画作成市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長 ・関係部局長 ○公共交通事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者 ○道路管理者・港湾管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局(国道事務所) ・都道府県(出先機関) ○網形成計画内の事業実施主体 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進策を行うNPO等 (※事業内容に応じて選定) ○公安委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地元警察署 ○利用者 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者代表 ○学識経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等 	<p>課題に対応した構成員(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者等 <ul style="list-style-type: none"> ・商業関連(商業施設、商店街連合会等) ・高齢者関連(老人会連合会等) ・子育て関連(子育て支援組織等) ・障害者関連(障害者支援組織等) ・教育関連(学校等) ・医療関連(病院等) ・観光関連(観光協会等)
<p>その他(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方運輸局 ○近隣市町村 ○都道府県の公共交通担当者 <p>※オブザーバーとしての参加も考えられます</p>	

坂東市地域公共交通網形成計画策定スケジュール(案)

年月	交通会議 (法定協議会)	事務局
2019(H31)年 2月	H30 第3回交通会議	○協議会設置(委員委嘱) ○スケジュール・検討体制(協議会・庁内作業部会)の検討 ○地域公共交通の現状・課題検討
3月		
4月		
5月		
6月	H31 第1回交通会議(協議会)	○現状・課題検討 ○各種調査・分析手法の検討
7月		○ニーズ調査(市民アンケート、利用者アンケート等) ○ワークショップ(市民団体等) ○事業者ヒアリング・企業ニーズ調査 等
8月	第2回交通会議(協議会)	○現状・問題点、課題の整理 ○網形成計画の基本的な方針・目標(骨子)の検討 ○主要な施策・事業の検討
9月		
10月	第3回交通会議(協議会)	○基本的な方針・目標の検討 ○施策・事業の検討
11月		
12月		
2020(H32)年 1月	第4回交通会議(協議会)	○計画素案の作成 ○パブリックコメントの実施(1か月)
2月		
3月	第5回交通会議(協議会)	○パブリックコメントの結果の反映 ○計画の決定・国への送付